



マイナ保険証って  
まだ使ったこと  
ないんだけど…



使い方は簡単！  
さまざまなメリットも  
あるから、さっそく使って  
みるでござる！



## マイナ保険証での受診が始まっています！

令和6年(2024年)12月2日に、現行の健康保険証は新たに発行されなくなり、  
医療機関等の受診はマイナ保険証の使用を基本とした仕組みに変わります。

## マイナ保険証のメリット

### 安心

#### よりよい医療が受けられる！

- ✓ 特定健診や診療の情報を医師と共有でき、  
検査の重複が防げるなど、自身の医療データに  
基づいた、より適切な医療を受けられる！※
- ✓ 薬の情報を医師・薬剤師と共有すれば、  
重複投薬や禁忌薬剤投与リスクが減少する！※
- ✓ 旅行先や災害時に受診する際も、  
薬の情報等が連携できる！

### 便利

#### 各種手続きも便利・簡単に！

- ✓ 「限度額適用認定証」の事前申請が不要！※  
被保険者の市区村民税が非課税の方は、  
限度額適用・標準負担額減額認定証の申請が必要です。
- ✓ 就職や転職後の保険証の切り替え・  
更新が不要！
- ✓ 高齢受給者証の持参が不要！
- ✓ マイナポータル\*の利用で医療費控除の  
確定申告が簡単に！ \*政府が運営するオンラインサービス

※本人が同意した場合のみ。

### マイナ保険証を準備しよう

- ① マイナンバーカードを取得
- ② マイナ保険証の利用登録
  - ・医療機関等窓口のカードリーダー
  - ・セブン銀行のATM
  - ・マイナポータル
- ③ 会社へマイナンバーを提出  
就職や転職をした場合は、  
会社へのマイナンバーのご提出をお願いいたします。

### マイナンバーカード 総合サイト

マイナンバーカードの  
取得については  
こちらをご覧ください。



### マイナ保険証を使ってみよう

- ① 医療機関等を受診
- ② 受付  
カードリーダーに  
マイナンバーカードを置く
- ③ 本人確認  
顔認証または暗証番号(4桁)を入力する
- ④ 同意事項の確認&選択

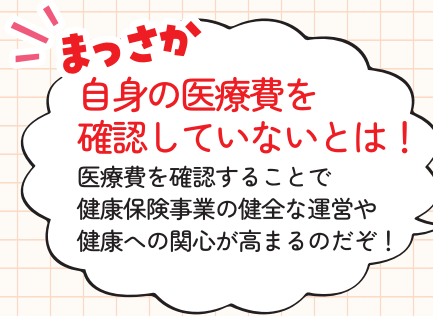


## マイナ保険証・資格確認書・資格情報のお知らせの比較

|           | 形状                 | 取得方法                                                        | 使用目的                                | 使用方法                                          |
|-----------|--------------------|-------------------------------------------------------------|-------------------------------------|-----------------------------------------------|
| マイナ保険証    | マイナンバーカード<br>      | マイナンバーカードの<br>保険証利用登録を行う                                    | 医療機関等の受診                            | 設置されている<br>カードリーダーで読み取り                       |
| 資格確認書     | プラスチックカード型(黄色)<br> | ・資格取得時に申請<br>・マイナ保険証をお持ちでない方に職権で発行<br>※発行は令和6年12月2日以降になります。 | マイナ保険証を<br>お持ちでない方が<br>医療機関等を受診するとき | 医療機関等に提示                                      |
| 資格情報のお知らせ | 紙製カード型<br>         | ・資格取得時に送付される(申請不要)<br>・マイナポータルから確認できる<br>「わたしの情報」でも代用可能     | カードリーダーが<br>使えない場合に<br>医療機関等を受診するとき | マイナ保険証とともに<br>医療機関等に提示<br>(資格情報のお知らせのみでは受診不可) |

※画像はイメージです。※現在お持ちの健康保険証は、退職等で資格喪失にならない限り、令和7年12月1日までは使用できます。

# 協会けんぽから「医療費のお知らせ」をお届けします



協会けんぽでは、加入者の皆さまにご自身の治療等にかかった医療費について確認していただき、健康保険事業の健全な運営を図るため、年に1回「医療費のお知らせ」をお送りしています。

**対象者** 協会けんぽ加入者(被保険者・被扶養者)

**対象期間** 令和5年9月から令和6年8月診療分まで

**送付時期** 令和7年1月中旬から下旬

**送付先** 事業所(任意継続被保険者の方はご自宅)

- ・対象期間中に転職等の理由により、協会けんぽ同士で資格変更があった方
  - ・対象期間中に退職等の理由により、協会けんぽから他の健康保険(国民健康保険等)へ切り替わった方
- 「医療費のお知らせ」は自動的に発行されません。発行を希望される場合は「医療費のお知らせ依頼書」のご提出が必要となります。



令和6年12月末

協会けんぽ申請用紙の年金事務所への設置を終了します

申請書類は協会けんぽのホームページから印刷をお願いいたします。

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

協会けんぽ

検索

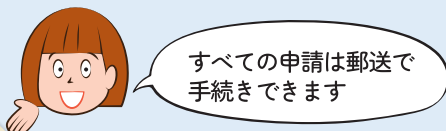


申請用紙の郵送をご希望の場合や、各種ご相談は以下の連絡先にお問い合わせください。

協会けんぽ三重支部

TEL 059-225-3311

受付時間 8:30~17:15  
(土日祝、年末年始を除く)



音声案内に従ってお問い合わせグループをお選びください。

業務グループ 音声ガイダンス1

任意継続、保険給付金などに関するお問い合わせ

保健グループ 音声ガイダンス2

健診、保健指導などに関するお問い合わせ

レセプトグループ 音声ガイダンス3

レセプトの点検、返納金、医療費通知、交通事故などに関するお問い合わせ

企画総務グループ 音声ガイダンス4

広報、健康保険委員、健康事業所宣言、保険料率、その他のお問い合わせ

## お知らせ

協会けんぽ三重支部の所在地は、津市の土地区画整理により地番の表記が変更になりました

(令和6年10月26日付)

三重県津市栄町4-255  
津栄町三交ビル

三重県津市栄町4-643  
津栄町三交ビル

旧番地で提出しても  
郵便は届きますので  
ご安心ください。

